**入会金および会費に関する細則**

特定非営利活動法人　千葉市音楽協会（以下、本会と称する）の、定款第8条に基づき、本会の入会金および会費に関する細則を定める。

本会の、入会金および会費は、次に掲げる額とする。

　　（1）個人会員入会金　　徴収しない

　　　　 個人会員会費　　　3,000円（1年間分）

　　（2）団体会員入会金　　徴収しない

　　　　 団体会員会費　　　団体構成員数20人まで4,000円

20人を超え、10人増す毎に1,000円加算

　　（3）賛助会員入会金　　徴収しない

　　　　 賛助会員会費　　　10,000円（1年間分）

制定　　　：　2017（平成29）年5月21日

改訂記録　：